

平成  
23年分

# 所得税 還付・確定申告のご案内

今年も確定申告の時期となりました。確定申告は、1年間に生じた所得に対する税金を精算する大切な手続きです。上尾税務署やクレアこうのす等で次のとおり受付を行います。申告納税制度の趣旨から、自分で正しく申告書を作成し、申告期限内に申告しましょう。

問い合わせ／上尾税務署 (☎048-770-1800・自動音声案内)

とき

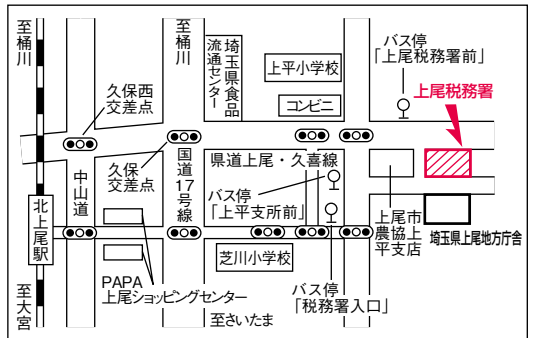
**2月16日(木)～3月15日(木)**  
相談時間=9時～17時 ※土・日・祝日を除く  
※還付申告の方は1月4日(木)から申告書を提出可

申告会場  
(送付先)

〒362-8504 上尾市大字西門前577  
**上尾税務署** (確定申告書在中)

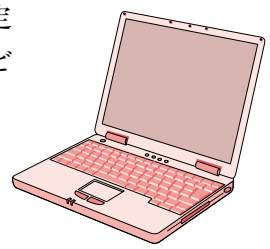
## 上尾税務署からのお知らせ

- ※混雑の状況により、相談時間内でも受付を終了する場合があります。平成23年分の所得税の申告用紙は1月下旬に送付する予定です。なお、昨年パソコンを利用して確定申告を行った方などには、申告書に代えて申告に必要な情報などを記載した「お知らせはがき」を送付します
- ※2月19・26日の日曜日に限り、税務署で確定申告の相談・申告書の受付を行います(現金納付の窓口業務は行いません)。また、日曜日は混雑が予想されますので、できるだけ平日をご利用ください



## ■ご自宅のパソコンで申告書が作成できます ※届出不要、確定申告期間中は24時間利用可

確定申告の会場は大変混雑します。国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) の「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力するだけで、税額などが自動計算され、確定申告書を簡単に作成することができます。作成した申告書等は、印刷して税務署に郵送等により提出することができますので、ご利用ください。



## ■e-Tax (国税電子申告・納税システム) ※事前に税務署へ届出が必要

自宅や事務所からインターネットを利用して申告や納税ができます。

### 確定申告が必要な方

#### 【自営業者など】

- ▼事業を営んでいる方
- ▼農業による所得がある方
- ▼不動産所得がある方
- ▼土地や建物を売った方
- ▼のうち、昨年中の所得金額の合計額が、配偶者控除・扶養控除・基礎控除などの所得控除の合計額より多い方

#### 【給与所得者(会社員など)】

- ▼給与収入が2,000万円を超える方
- ▼給与所得以外の所得合計額が20万円を超える方
- ▼2か所以上の会社から給与をもらっている方

#### 【その他】

- ▼年の途中に退職し、年末調整を行っていない方
- ▼医療費控除や住宅借入金等特別控除などを受けようとする方

### 申告に必要なもの

- ▼印鑑 ※シヤチハタ不可
- ▼給与所得又は年金所得のあった方は、源泉徴収票や支払者の証明書
- ▼各種領収書又は証明書(生命保険料・地震保険料・国民健康保険税・国民年金保険料)

など)

- ▼医療費控除を受けられる方は、医療費の明細書
- ▼障害者控除の適用を受けられる方は、障害者手帳又は障害者控除対象者等認定書を必ず持参し、相談時に提示

### 注意

申告相談会場は大変混雑しています。前もって、次のことに注意してください。

- ▼給与所得者や年金受給者が申告する場合には、支払先が発行する源泉徴収票が必要です。なお、源泉徴収税額がない場合には、還付金はありません
- ▼医療費控除を受ける方は、「医療を受けた方」「病院・薬局」ごとに領収書等を整理・計算し、明細書(同時配布の「上尾税務署からのお知らせ」をご利用ください)を作成のうえ、提出してください。

また、領収書の日付が23年であることを必ず確認してください

- ▼国民年金保険料については、社会保険料(国民年金保険料)控除証明書又は23年中に支払った領収書をお持ちください。国民年金保険料の支



払額は、市役所では証明できませんので、直接、日本年金機構（控除証明書専用ダイヤル ☎0570・070・117）へお問い合わせください

▼還付及び振替納税の口座の指定には申告者本人の口座が必要です。事前に金融機関名及び口座番号を確認してください。

また、振替納税の申込みには、金融機関への届出印が必要です。振替納税は4月20日(金)が振替日になります（振替納税以外の方は3月15日(木)が所得税の納期限です）

▼所得税の確定申告書を出した方は、市・県民税申告書の提出は不要です

### 市内での申告

市では、今年も所得税の還付申告及び確定申告の臨時受付会場を下表のとおり設置します。受付できる申告は、給与・年金収入・配当（分離を除く）・雑・一時所得の簡易な還付申告と確定申告です。

所得税の確定申告は、申告納税制度の趣旨から、自分で正しく作成し提出する「**自書申告**」になります。次の①～⑩の申告は、市の会場での受

付はできませんので、上尾税務署へお願いします。ご理解とご協力をお願いします。

- ① 事業所得（営業等、農業）、不動産所得などの申告（繰越損失を含む）
- ② 土地建物等の分離・総合譲渡所得に関する申告（繰越損失を含む）
- ③ 株式及び先物取引などの分離課税所得に関する申告（繰越損失を含む）
- ④ 青色申告
- ⑤ 雑損控除（災害や盗難、横領による損失など）の申告
- ⑥ 過年度分の申告
- ⑦ 住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）を初めて受けられる方の申告
- ⑧ 死亡された方の準確定申告
- ⑨ 更正の請求・修正申告など
- ⑩ 贈与税・消費税の申告

### 震災により被害を受けた方の説明会を開催

東日本大震災により、ご自身や扶養親族の方等が所有する住宅や家財などに損害を受けた方は、震災特例法により、平成22年分又は平成23年分所得税の一部の軽減（雑損控除）を受けられる場合があります。対象者へは、1月

中旬に案内通知を送付しますが、該当される方で通知が届かない場合は、上尾税務署へ事前にご連絡ください。

とき／2月8日(水)・9日(木)・16日(木)・17日(金)  
 ところ／クリアこうのす  
 必要書類等／案内通知のほか、次の①～⑦の書類等をお持ちください

- ① 被害を受けた資産、取得時期、取得価格の分かるもの
- ② 被害を受けた家屋の取得価格が分からない場合は、その面積の分かるもの
- ③ 被害を受けた資産の取壊し・除去・修繕費用の分かるもの（領収書・見積書等）
- ④ 被害を受けたことにより受け取る保険金等の金額の分かるもの
- ⑤ 災証明書（資産税課にて交付）
- ⑥ 印鑑 ※シャチハタ不可
- ⑦ 源泉徴収票等の確定申告に必要な書類

※その他の詳細はお問い合わせください  
 雑損控除に関する問い合わせ／上尾税務署（☎048・770・1800・自動音声案内）

### 市内での申告 受付時間＝9時～15時30分

種類	とき	申告会場	地区
還付申告	2月6日(月)・7日(火)	吹上公民館	
	2月8日(水)・9日(木)	クリアこうのす	
確定申告	2月16日(木)	クリアこうのす	人形、本町、本宮町、雷電、加美、宮地、東、天神
	2月17日(金)		富士見町、鴻巣、上・下生出塚、中央、ひばり野、生出塚、栄町、大間、北中野、登戸、宮前、糠田、堤町、緑町、幸町
	2月20日(月)		箕田、すみれ野、中井、三ツ木、愛の町、川面、寺谷、市ノ縄、八幡田、神明、稻荷町、赤見台
	2月21日(火)		原馬室、滝馬室、逆川、小松、松原、氷川町、笠原、郷地、安養寺、常光、下谷、上谷、西中曾根
	2月22日(水)	川里農業研修センター	関新田、新井、境、上会下
	2月23日(木)		屈巢
	2月24日(金)	吹上公民館	広田、北根、赤城、赤城台
	2月27日(月)		吹上、吹上富士見
	2月28日(火)		筑波、吹上本町
	2月29日(水)		鎌塚、三町免、小谷
	3月1日(木)		荊原、北新宿、新宿、下忍
3月2日(金)	榎戸、袋、前砂、明用		
3月5日(月)	南、大芦		

※駐車場に限りがあるため、車以外の来場にご協力ください

